

資料 4-(1)-② 児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成 23 年 12 月 28 日付け雇
児発 1228 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）＜措置継続等に係る記
載部分の抜粋＞

児童養護施設等に入所し又は里親等に委託する措置をされた児童が、できる限り一般家庭の児童と公平なスタートラインに立って社会に自立していけるよう、自立支援の充実が重要となっている。

社会的養護の下で育った児童が、児童養護施設等を退所し又は里親等の委託を解除されて、進学や就労をしながら自立生活していくことは容易なことではなく、精神的にも、経済的にも生活が不安定となりやすい。また、就職後、比較的短期間のうちに離職する場合も多い。

このため、措置の終了までに自立生活に必要な力が身についているような養育の在り方が重要であるとともに、自立生活能力がないまま措置解除することのないよう 18 歳以降の措置延長の積極的な活用を図るとともに、中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続、再措置等を適切に実施する必要があるので、次の事項に留意の上、御配意願いたい。

（中略）

1 措置延長の積極的活用について

児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 31 条により、満 18 歳を超えて満 20 歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

- ① 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ② 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等
- ③ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聴き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

2 中学校卒業や高校中退等で就職する児童の措置継続について

中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学し就職する児童については、卒業や就職を理由として安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断すること。

なお、措置解除しない場合、当該児童と他の児童とは生活形態が異なり、生活体験の差異も日々大きくなることが考えられるので、他の児童との関係において、その養育に関して施設長や里親等は十分配慮する必要があること。

（注）下線は当省が付した。